



4-3 国民健康保険

かにゆうたいしょうしゃ

(1) 加入対象者

しよくば けんこうほけん かにゆう かた かにゆう がいこくじん がいこくじんとうろく おこな ねん いじょう
職場の健康保険に加入していない方が加入します。外国人でも、外国人登録を行い、1年以上の
ざいりゅうしかく しよくば けんこうほけん かにゆう かた こくみんけんこうほけん かにゆう
在留資格があり、職場の健康保険に加入していない方は国民健康保険に加入しなければなりません
ざいりゅうしかく たんきたいざい ひと のぞ にゆうこくとうしょ ざいりゅうきかん ねんみまん あと
(在留資格が「短期滞在」の人は除く)。また、入国当初の在留期間が1年未満であっても、その後、1
ねん いじょうたいざい みと ほう こくみんけんこうほけん かにゆう ひつよう ちゅうい
年以上滞在すると認められる方は国民健康保険に加入する必要がありますので注意してください。

にほん しゃかいほしやうきようていやく しゃかいほしやうせいど にじゅうほうし こくみんけんこうほけん かにゆう
※ただし、日本との社会保障協定締約国において、社会保障制度の二重防止のため、国民健康保険に加入
ひつよう ばあい にほん う いりょう かん ひょう ししゅつ そ てきせつ ほけん かにゆう
する必要がない場合があります(日本で受ける医療に関する費用の支出に備えるための適切な保険に加入
しょうめい ひつよう くわ しゃかいほけんちやう かくにん
していることを証明する必要があります)。詳しくは、社会保険庁のページでご確認ください。

<http://www.sia.go.jp/seido/kyotei/system/index.html>

かにゆうてつづき

(2) 加入手続

かにゆうてつづき がいこくじんとうろく し くちやうそん やくしょ こくみんけんこうほけん たんとうかかり おこな
加入手続は外国人登録をした市区町村の役所の国民健康保険の担当係で行います。

	がいこくじんとうろくしょうめいしょ 外国人登録証明書
ひつようしよるい 必要書類	ざいりゅうきかん ねんみまん かた ねん いじょうにほん たいざい しょうめい しょうるい 在留期間が1年未満の方は1年以上日本に滞在することを証明できる書類 にゆうがくきよかしょう ざいがくしょうめいしょ (入学許可証、在学証明書など)

ほけんしやう こくみんけんこうほけん ひ ほけんしやしょう

(3) 保険証(国民健康保険被保険者証)

かにゆう ほけんしやう こうふ ほけんしやう ほけん かにゆう しょうめい
加入すると、「保険証」が交付されます。保険証は保険に加入していることを証明するものですから、
たいせつ あつか ほけんしやう かにゆう ひと じゅうしょ しめい きさい しんさつ う さい
大切に扱います。保険証には加入した人の住所、氏名などが記載されており、診察を受ける際には
かなら いりょうきかん まどぐち ていじ にほんこくない りやこう けいたい ほけんしやう か か
必ず、医療機関の窓口に提示します。日本国内を旅行するときも携帯しましょう。保険証の貸し借りや
ばいばい
売買はできません。

いりょうきかん ふたんがく

(4) 医療機関における負担額

びやうき いりょう う いちぶふたん いりょうひ わり さい さい しょとく おう
病気やけがで医療を受けたときの一部負担は医療費の3割です。ただし、70歳～74歳は所得に応じて、



いちぶふたん わり わり さい ぎむきょういくしゅうがくまえ にゅうようじ いちぶふたん わり
一部負担が1割または3割です。また、0歳から義務教育就学前の乳幼児の一部負担は2割です。

けんこうほけん ひほけんしゃ ひふようしゃ いちぶふたんきん ●健康保険(被保険者、被扶養者)の一部負担金

ぎむきょういくしゅうがくまえ 義務教育就学前まで	こうしよとくしゃ いっぱん ていしよとくしゃ 高所得者・一般・低所得者	わり 2割
しゅうがくまえ さい 就学後～69歳	こうしよとくしゃ いっぱん ていしよとくしゃ 高所得者・一般・低所得者	わり 3割
さい さい 70歳～74歳	げんえきな 現役並み	わり 3割
	いはん ていしよとくしゃ 一般・低所得者	わり 2割 へいせい ねん がつ へいせい ねん がつ 平成20年4月から平成22年3月までの2 ねんかんまどちふたん わり す お 年間窓口負担が1割に据え置かれています

ちゅう さいいじょう ひと さい いってい しょうがい ひと こうきこうれいしやいりょうせいど
(注)75歳以上の人(または、65～74歳で一定の障害をもつ人)は、後期高齢者医療制度の
たいしょう
対象となります。

さんこう しゃかいほけんちやうほか
参考: 社会保険庁他

ほけんりょう (5) 保険料

ほけんりょう きんゆうきかん つう じぶん おさ やくしょ おく のうふしよ きんゆうきかん やくしょ じ
保険料は金融機関などを通じて自分で納めます。役所から送られてくる「納付書」を金融機関、役所に持
さん おさ ほうほう きんゆうきかん こうざふりかえ りょう ほうほう ちやうしゅういん しゅうきん ばあい
参して納める方法と、金融機関の「口座振替」を利用する方法とがあります。徴収員が集金にくる場合
もあります。

ほけんりょう きんがく しくちやうそん こと しょとく せたい にんずう まいとしき
保険料の金額は市区町村によって異なり、所得や世帯の人数などによって毎年決められます。ただし、
にゅうこく ねんめ ぜんねん にほん しょとく さいていげん ほけんりょう か ねんめ しょとく おう
入国1年目は前年に日本での所得がないため、最低限の保険料が課せられ、2年目から所得などに応じ
へんどう さいいじょう さいみまん かた かいご ほけんぶん かさん きんがく た ふくし
て変動します。また、40歳以上65歳未満の方は介護保険分を加算した金額になります(1 [その他の福祉](#)

さんしやう 2-1 参照)。

ほけんりょう たいのう ひほけんしゃしやう へんかん ひほけんしゃしかくしやうめいしよ こうふ こうふ
保険料は滞納すると、被保険者証を返還し、かわりに被保険者資格証明書が交付され、交付されてい
あいだ いりょうひ ぜんがくじ こふたん りやうようひばら しくちやうそん やくしょ しょ
る間は医療費が全額自己負担となることがあります(のちに療養費払いとして市区町村の役所または所
ぞく くみあい せいきゆう たいのう おさ さいがい しつぎやう どうさん ほけんりょう おさ
属の組合に請求)。滞納することのないよう、きちんと納めましょう。災害や失業、倒産などで保険料を納
こんなん ばあい ほけんりょう げんめん ばあい しくちやうそん やくしょ こくみんけんこうほけん たんと
めるのが困難な場合は保険料を減免できる場合があります。市区町村の役所の国民健康保険の担当



がかり そうだん
係 に相談してください。

(6) 国民健康保険の給付の種類と内容

くぶん 区分	きゅうふ しゅるい 給付の種類
びょうき 病 気 やけがをしたとき	
ひほけんしゃしょう ちりょう う 被保険者証で治療を受けるとき	りょうよう きゅうふ 療 養 の給付
いりょうひ たてかえばら 医療費を立替払いしたとき	りょうようひ 療養費
いりょうひ いっていがくいじょうふたん 医療費を一定額以上負担したとき	こうがくりょうようひ 高額療養費
きんきゅうじ いそう 緊急時などに移送されたとき	いそうひ 移送費
しょうびょう きゅうぎょう 傷 病 で 休 業 したとき	しょうびょうてあてきん 傷病手当金
しゅつさん 出 産 したとき	しゅつさんいくじいちきん 出産育児一時金
しばう 死 亡 したとき	そうさいひ 葬祭費

(7) こんなときは 届 出を

とどけで
国民健康保険は一度加入すると、自動的に脱退になりません。職場の健康保険に加入したときは
にちいない やくしょ こくみんけんこうほけん たんとうがかり とど で ほけんしょう よご こ
14日以内に役所の国民健康保険の担当係に届け出をしましょう。保険証をなくしたり、汚したときや、子
う せたいぬし か ひほけんしゃ しばう にちいない とど で
どもが産まれた、世帯主が変わった、被保険者が死亡したときなどは14日以内に届け出をしてください。
てんにゆう てんしゅつ じゅうしょ か とど で ひつよう てんしゅつ ばあい ほけんしょう いま す
転入・転出で住所が変わったときも届け出が必要です。転出する場合は、保険証を今まで住んでい
やくしょ じさん てんしゅつび もう で ひっこ にちいない あたら じゅうしょ やくしょ てんにゆう とど で
た役所に持参して転出日を申し出、引越したら14日以内に新しい住所の役所へ転入の届け出をします。
にほん しゅつこく ほけんしょう いんかん も かた がいこくじんとうろくしょうめいしょ こうくうけん
日本を出国するときはあらかじめ、保険証と印鑑(お持ちの方のみ)、外国人登録証明書、航空券など
も とど で
を持って届け出ます。